

平成26年度事業報告書

【総括】

平成26年度は、7月の集中豪雨による南木曾町土石流災害、9月の木曾御岳山噴火、そして11月には県神城断層地震と、立て続けに激甚災害が本県を襲った一年であった。被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げますとともに、本会においても、改めて自然災害等に対する危機管理体制の構築、そして、被災された方々に対する支援活動体制の構築を模索する契機となった。

最初に、重点事業以外の事業について報告する。

まず、11月22日の神城断層地震を受けて、本会では11月末に災害対策本部を設置し、被災された白馬村、小谷村に義援金の拠出するとともに、被災者に対する相談活動を実施を決定した。26年12月と27年2月、3月に白馬村と小谷村で合計9回の出張相談会を、長野県土地家屋調査士会、長野地方法務局と共催で実施した。また、1月からは「神城断層地震サポートダイヤル」を開設し、平日の午後4時から7時まで無料電話相談に当たった。これらの災害支援活動のため、日本司法書士会連合会（以下「日司連」という。）に対し市民救援事業の要請を行い、日司連の助成を受けた。

東日本大震災に対する相談支援活動は、4年を経過したが、本会では引き続き岩手県陸前高田市へ相談員を派遣（合計6回、延べ24人）するとともに、新たに今年2月、仙台法務局石巻支局における相談会に相談員延べ2人を派遣した。被災地への相談支援は、27年度以降も継続する予定である。

26年10月18日、本会では初開催となる「全国司法書士親睦ゴルフ長野大会」を軽井沢72ゴルフで主催し、全国各地から150人を超える司法書士会員、前夜祭を含めると170人を超える会員に参加いただき、秋晴れのもと、盛大に開催することができた。ご協力いただいた会員には、心から御礼を申し上げます。

26年6月7日、関東ブロック司法書士会（以下「関ブロ」という。）第58回定時総会を、本会が当番会として信州上諏訪温泉「浜の湯」で開催し、阿部長野県知事、山田諏訪市長、齋木日司連会長らを来賓としてお迎えして、盛會に挙行することができた。

また、この総会が阿部知事に本会の諸活動をご理解いただく機会となり、8月に長野県知事との懇談会が実現した。懇談会では、司法書士の様々な活動を紹介するとともに、「成年後見制度の推進について」「県土強靱化・災害対策としての不動産登記の整備について」「消費者教育・法教育の推進について」「信州パーソナル・サポート・モデル事業の推進について」の各項目に関して懇談し、事業の推進のため本会と県が連携を深めていくことを確認した。

本会の元会長山口文男氏が26年10月16日にご逝去された。本会では、山口氏の生前の数々のご功績を称え、11月14日長野市「ホテル国際21」において、山口家

と合同で「お別れの会」を執り行い、氏との別れを惜しんだ。

以下、26年度の重点事業として掲げた事項につき報告する。

1 適正かつ信頼性ある執務の指導

成年後見関連業務での不正事件が、全国で続発している。本会では、このような悪質な例はないものの、適正な執務の遂行こそが司法書士の社会的信頼の基盤であるとの認識のもと、既会員に対する本人確認の徹底・倫理研修の実施、新人研修・新人継続研修における倫理研修の実施、さらに会長からの情報提供や指導文書の送付等により啓発活動を進めてきた。しかしながら、26年度は2件の綱紀事案（法務局からの調査委嘱1件、本会からの付託1件）について調査を実施し、年度末にも新たに2件の調査委嘱を受け、また、苦情対応件数も減少には至らず、明らかな効果は現れていない。

10月1日に改正会則が施行され、懲戒申立にかかる綱紀調査の全件委嘱制度が実施されることになった。本会では、外部綱紀調査委員、量定意見に関する外部参与を含め綱紀調査委員会の組織強化を図った。新制度のもと、市民にとって公正で透明性が保たれるような運用をしていかなければならない。

なお、日司連は現在、一連の不正事件に対する再発防止策を策定中であり、27年度はこれを受けて単位会でも対策を講ずる必要性が予想される。本会としては、会員の権利や司法書士会自治を十分考慮し、日司連の再発防止策をどこまで本会に取り入れ、どのように実行していくか検討する必要性が生じて来る。

2 研修の充実、研修受講率の向上と研修義務化への試行

適正な執務を執行すると同様に、我々司法書士は専門職能として信頼性ある執務に努めなければならない。専門性の確保は研修以外にはないとの考えから、26年度の最重要点項目として、研修の充実を図り研修を実質義務化するための試行事業を行った。

研修の充実に関しては、会員が受講しやすい研修環境の整備に主眼を置き、従来の研修会の他に、新たにブロック研修やDVD研修を研修メニューに加え複数回実施するとともに、支部研修に対する講師派遣事業も継続させ、研修受講率の向上に努めてきた。結果として、26年度は81単位を会員に提供することができた。

また、研修の義務化に関しては、26年度を研修取得12単位の実質義務化に移行するための試行期間と位置付け、単位未達成者に対する通知や理由書の提出等の指導を実施し、完全施行へ向けた準備を進めてきた。結果、26年度の単位取得達成率は88%（やむを得ない理由と認める者を含む。）となった。

同時に、研修規則等諸規定の改正作業を進め、27年度からの義務化を実行するための環境は整った。会員各位には、司法書士制度発展のため、研修を通じて資質向上を果たすことが、専門職能としての司法書士の義務であるとの趣旨を十分ご理解いただき、全員達成を実現されたい。

3 司法書士の中核業務である登記、訴訟、財産管理各業務の推進

登記業務、訴訟業務、財産管理業務を司法書士業務の三本柱と捉え、それぞれの業務推進のため様々な事業を展開してきた。

登記業務においては、本人確認の徹底と登記原因確認作業の研究等を進め、適正かつ円滑な執務を遂行するため「登記手続調査確認チェックリスト」を作成し、ブロック研修会において、このリストを活用して登記手続調査確認の検証と今後の登記業務の在り方について研究成果を発表した。また、県内でも普及して来ているコンビニ証明書の取り扱いに関して、三つの支部から要請があったため、講師を派遣した。

法務局との懇談会では、登記窓口相談のあり方や登記オンライン推進等に関して協議し、法務局に要請するとともに、法務局から要望に対して対応した。

リニア中央新幹線に係る用地買収の登記業務に関して、JR東海から業務委託の申出があり、本会では会員の中から申込者を公募し、「リニア中央新幹線に係る登記業務長野県受託団」を結成し、不動産登記処理に当たることになった。具体的な業務については、27年度以降随時委託される予定である。

不動産登記分野における今後の事業としては、空き家・登記未履行用地・耕作放棄農地・山林等の不動産について、如何に登記を整備していくかが我々司法書士に期待されるため、関係機関への働きかけを推進していく必要がある。

商業法人登記関係では、日本政策金融公庫・長野県商工会連合会・県内商工会議所に対し「司法書士による無料出張セミナー」を開催案内し、諏訪商工会議所において、小規模企業支援のためのセミナーを開催した。この分野においては、我々司法書士が会社法に最も精通しているというメリットを活かし、企業法務に参入する方策を検討、実践していかなければならない。

訴訟業務に関しては、特に、裁判書類作成業務による本人訴訟支援の在り方と家事事件に対する業務推進に重点を置き、それぞれ研修を実施し推進を図った。また、認定司法書士研修会を2回開催し、敷金返還請求と民事訴訟代理人としての訴訟提起・主張立証活動に関する研修を実施した。

昨今、和歌山訴訟を始め全国各地で司法書士の裁判業務に関する判決が言い渡されており、裁判書類作成業務に対し消極的な意見が会内から聞こえるところである。本会としては、司法書士業務の範囲や裁判書類作成の在り方について検討し、会員の不安を払拭するように努めるとともに、業務の工夫を重ね、訴訟分野における司法書士の独自性を発揮する事業展開が望まれる。

財産管理業務に関しては、規則31条業務に対する司法書士の可能性を追求するため遺産承継業務の実務研修を実施。さらに、民事信託の活用に関して研修会を開催した。26年度は、県内の家庭裁判所各支部へ提供している相続財産管理人・不在者財産管理人名簿の更新時期に当たることから、更新研修を実施した。

規則31条業務は、ここ数年司法書士業務として着目されている分野であり本会においては2年間に亘り研究を重ねてきたところであるが、27年度以降は、特に相続財産承継業務を積極的に業務に取り込むなど業務対策として推進を図る必要がある。

4 公益活動の推進

プロボノは司法書士の責務と捉え、公益活動の推進と、会員の公益活動参加のための環境整備に取り組んできた。

各種相談事業を継続するとともに、労働トラブル110番・生活保護110番・自殺対策強化月間における相談会・山間部における相続登記無料相談会・法律扶助推進月間相談会の開催等、時機にあった相談会を実施し成果を挙げてきた。また、初めての試みとして、相続税の改正に合わせ税理士との合同無料相談会を実施した。これらの相談活動を通じ、市民の拠り処として地域社会で貢献している司法書士のイメージを、県民に伝えることができたと考える。

社会問題に関しては、関係団体との連携を強化させ、各種会議への参加や相談員の派遣等を推進し、さらに、前述の長野県知事への要望の他、「貸金業規制緩和に反対する会長声明」の公表や「成年後見制度利用拡大に向けた施策について」「登記未履行地の解消に向けた施策について」自民党県議団に政策要望を行い、法律実務家の立場から意見表明した。

法律教室事業においては、講師研修会を実施して研修講師の資質向上を図るとともに、県教育委員会の協力を得て指導者研修において法律教室の説明会を実施するなど、高校での消費者教育の需要拡大に一定の成果を上げることができた。（県内26校、延べ生徒数3,149人）また、初めての試みとして、教職員を対象とした研修会を開催した。

本会の調停センターは認証取得から丸2年を経過して、会員からの紹介案件を中心に概ね順調に推移している。（平成26年度は紹介件数13件、受付件数7件、実施件数3件、合意成立件数2件）一方、一部の会員に運営を委ねている現状であり、手続実施者等の養成が急務と考えている。なお、人材育成問題や経費等の問題は、全国でも同様の課題を抱えており、今後の調停センターのあり方については、他会の情報も得ながら長期的な視点で考える時期である。

プロボノに対する会員意識の高揚を図るため、会報に定期的に特集記事を載せ、また、351号には「高校生のための市民法律教室特集」を掲載した。本会としてのプロボノ活動の定義を明確化し、プロボノ活動への参加を努力義務と明定するため「長野県司法書士会公益活動に関する規程」を制定した。

5 長野モデルの構築とそのための支部の充実

県土の広い長野県において、県内各地で生活する方々に満遍なく法的サービスを提供していく、という本県の司法書士の目指すべき態様を「長野モデル」と宣明して、4年間に亘りその実現を目指してきた。長野モデルの主体は、県内に散在する380人の司法書士会員であり、それを束ねる支部の充実が不可欠との認識から、支部の活性化と支部会員の連携を促す活動を行ってきた。支部研修の機会を増やし、その研修講師を養成・派遣するなど支部研修を充実させるとともに、本会の事業の趣旨や内容を支部に理解していただくことに努めた。

26年度は、2度目となる「受託対応可能業務名簿」に関するアンケートを行い、91.6%の回収を収めた。この名簿が、支部の会員同士が仕事を紹介しあった

り、執務遂行のため連携を深めたりなど、今後支部内で十分活用されることを期待するところである。

なお、26年度関ブロ地域司法対策委員会で行った「司法アクセス実態調査」によると、市区町村等の相談窓口から司法書士を紹介する割合が、本会は他の司法書士会に比べ圧倒的に高いという結果が出た。これは、様々な公益活動の推進を図ってきた本会の活動の方向性が間違っていないことの証明でもあるが、それ以上に、それを担う長野県司法書士会員の活躍に負うところが大きいと考える。県民のアクセスポイントとして我々が機能している証である。

司法書士は地域で生活する人々に寄り添い、人々の抱える様々な問題に対し身近で相談に応じ適切に問題解決に当たる、それこそが長野県の司法書士の業務スタイルであり独自性であると考え。「長野モデル」の理想に則り、司法書士会員がそれぞれの地域で「身近なくらしの法律家」として更に活躍されんことを切に願うものである。

6 司法書士法改正への対応

26年日司連定時総会において、司法書士法一部改正要綱（第一次日司連案）が承認され、法改正の気運が一気に高まりを見せるかと思われたが、秋以降法改正の動きは大きく方向転換を余儀なくされ、現在は運動そのものが中断している。本会では、法改正の動きに機敏に対応するためPTの再開を予定していたが、結局活動には至らなかった。

本会としては、司法書士法改正運動に単位会がどのような役割を担うのかという課題に対し、改正案の中で業務拡充の俎上に乗せた業務に関しては、これにしっかり対応できる基盤作りが単位会に必要なとの観点から、特に家事事件の推進に努めてきた。家事事件の実績を上げることを一つの目標として、家事の実務研修や、家事事件に対する法律扶助利用促進研修を実施した。これらの事業は、司法書士の家事に対する資質向上とともに、将来の業務拡充に向けた大きな前進であると確信する。

さらに、前述の研修義務化への施策を本会が実現するという事は、司法書士法改正案を先取りするものであり、全国の司法書士会が将来的に研修義務化に移行するとなればその先駆けとなるため、極めて重要な意義を持つと考える。

7 広報の充実

司法書士が普段どのような仕事をしているか、社会に十分に浸透しているとは言えない。ここ数年は、そのようなギャップを埋めるべく広報活動に力を注いできた。テレビ・ラジオ・新聞・広報誌等の広告媒体を駆使して、司法書士制度をそして司法書士の公益活動を発信し、一定の成果を挙げてきたと考える。特に26年度は、本会独自のテレビCMを制作し、2月の「相続登記はお済みですか月間」において民放や地域ケーブルテレビでこれを放映し、多くの反響を呼んだ。広報活動が一定の成果を上げてきた理由のひとつに、25年度において作成した広報マニュアルを活用し、広報委員会と事業部との連携強化を図ったことが挙げられる。

3年目の開催となる「高校生の一司法書士」は、県教育委員会の後援を得て、また法務局・裁判所の協力のもと、募集範囲を東北信に拡大し、13人の高校生を迎え実施した。この事業は、法律家を目指すキャリア教育の受け皿として我々司法書士が機能することにより、教育関係各方面の信頼を獲得するとともに、法教育の推進にも寄与するものと考えている。

広報事業は、司法書士制度を社会に広く理解させるため益々重要性を帯びる反面、相当額の事業予算の支出を覚悟しなければならない。限られた予算の中で如何に効果的な広報をするかが今後の課題である。

8 将来の司法書士制度を見据えた適正かつ柔軟な執行体制の確立

司法書士会務が多岐に亘り、また事業量も増大していることから、事業予算の支出が本会会計を圧迫し始めている。常任理事会や各部会において事業の見直しを検討してきたが、目立った成果には至らなかった。

26年度は、全国司法書士親睦ゴルフ長野大会の開催、関ブロ総会の主管、山口文男先生のお別れの会の挙行等、例年にはない特別事業を主催することになったが、いずれも滞りなく終えることができた。また、神城断層地震対策本部の設置など緊急対策事業についても柔軟かつ迅速な対応を行うことができた。

執行体制の見直しについては、効率的かつ効果的な会務執行を行うため、正副会長会や常任理事会で協議を重ねて来たところであり、いくつかの変更事項については、これを27年度以降に反映させる方向で進めている。しかし、抜本的な組織の再編については、会則・規則の変更を伴うことから、27年度の再編は見送ることとした。

事務局体制の中長期的な課題に関しても一定の方向性を見出すことができ、26年度は、その足掛かりとして、事務局職員の停年を63歳まで延長する内容の「事務局職員執務規程」の改正を承認した。

最後に、冒頭にも記したことであるが、27年度は、災害等に対する本会危機管理体制の構築が急務であると考えている。特に、会員の安否確認や事務局機能が停止した場合の指揮伝達等の初動体制については、十分に検討し早急な対応を図る必要がある。